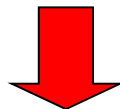


上川総合振興局道営農業農村整備事業等環境情報協議会の概要

設置の背景

- 食料・農業・農村基本法の制定(平成11年7月)
農業生産基盤の整備(農業農村整備事業)にあたっては、環境との調和に配慮しつつおこなうべきことが規定された。
- 土地改良法の改正(平成13年6月)事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が加えられた。



- 「農業農村事業における環境との調和の基本的考え方(平成14年1月)」食料・農業・農村政策審議会農村部会農業農村整備部会企画小委員会にて、専門家、地域住民代表などから、環境に関する情報を収集するとともに、意見交換をすることが必要。
- 「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」(平成14年2月)で田園環境整備マスタープランを踏まえて農業農村整備事業等を実施することが定められた。
- 「環境に係る情報協議会の設置について(平成14年3月)」が出される
- 上川支庁道営農業農村整備事業等環境情報協議会を設置(平成14年6月)
- 協議会設置要領、運用の見直しを経て現在に至る。

農業農村整備事業について

○食料・農業・農村基本法の理念である「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」を実現するための方法の1つとして、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を行う事業の総称

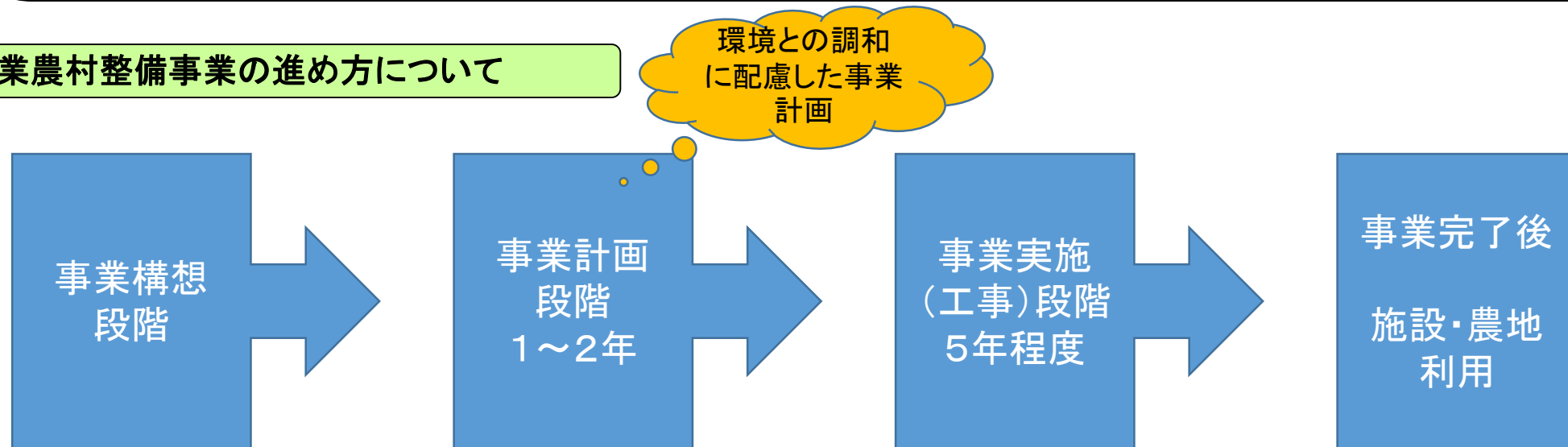
○具体的には農業に関わる水路・道路・圃場の整備等

○事業の実施は、土地改良法に基づいて、農業者からの申請により行われ、一定地域(利益を受ける農地)を事業区域としている

○事業費は、事業種ごとに定められた負担割合により一部を農業者が負担

○事業は国が行う国営、道が行う道営、その他の団体が行う団体営などの区分

農業農村整備事業の進め方について



上川総合振興局農業農村整備事業等環境情報協議会の進め方

○委員

環境情報協議会は環境に関する専門家、地域住民代表、農業関係者の5名の委員で構成
推薦又は公募による

○開催

事業地区における整備方針等に関する事項について意見交換並びに情報収集を行うため毎年開催、
必要に応じて現地調査を行う。必要な場合、関係者(関係市町村、JA、改良区等)の出席が可能

○対象事業

北海道が事業計画を策定する道営農業農村整備事業等

○協議の内容

- (1) 田園環境マスタープランと事業地区の整備の方針との整合
- (2) 農業農村整備事業における環境への対応方策、事業地区における配慮事項の選定及び
配慮の内容 等

○議事の公開

会議の開催日程、会議資料、議事録は振興局のHP及び行政情報コーナーで公開



田園環境整備マスタープラン

市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画

(環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱に規定)

対象地域の現況調査

【自然環境】

気象、地形・地質、水環境、植物、動物、
景観など

【社会環境】

地域指定、地域指標、農業の現状及び
動向、観光、土地利用、歴史・文化、環境
に関する上位計画や関連プロジェクト等

既にある計画、
市町村の施策
との調和



対象地域は
「環境創造区
域」「環境配慮
区域」に区分

- ア 地域内の環境評価に関する事項
- イ 環境保全の基本方針に関する事項
- ウ 地域の整備計画に関する事項
- エ その他
を定める

(田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領(平成14年2月)による)

「環境との調和へ配慮」した事業計画の立案(道営事業の場合)

事業
構
想
段
階

市町村が田園環境整備マスタープランを作成

- 地域の自然環境等に関する現状と課題の把握
- 環境の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、環境と整備の基本方針を作成
- 「**環境創造区域**」と「**環境配慮区域**」を定め、各区域ごとに整備構想を作成

調
査
計
画
段
階

○事業主体(北海道)が調査等を行い事業計画を策定

○事業計画書の審査・決定

- ・事業の必要性
- ・技術的可能性
- ・経済性
- ・農家の負担能力
- ・**環境との調和への配慮**

客観性
透明性の
確保

環境情報協議会における
情報収集、意見交換

○専門的知識を有する技術者の調査配慮
(**環境に係る調査報告を含める**)